

R8. 2. 18 議会運営委員会

金岡委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
2月8日に行われた、高知市選挙区の県議会議員補欠選挙により浜口卓也議員並びに水野雪絵議員が当選された。
また、2月17日付で、一燈立志の会の武石利彦議員の辞職が許可された。
本日は、このことに伴う議会運営及び2月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
協議事項に入る前に、委員会条例第5条第1項ただし書の規定により、議長の指名により坂本茂雄議員が新たに議会運営委員として選任された。
坂本委員には、委員席が指定されるまでの間、仮席にお座りいただいている。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりますので、御協力願う。

1. 副委員長の互選について

金岡委員長 はじめに、副委員長の互選を行う。
互選の方法は、いかがでしょうか。

(「指名」との発言あり)

金岡委員長 「指名にせよ」という発言があるので、互選の方法は指名推選によることとする。
お諮りする。指名の方法については、委員長である私が指名することにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 御異議ないものと認める。よって、私が指名することとする。
副委員長に坂本茂雄委員を指名する。
お諮りする。ただいま指名した坂本茂雄委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 御異議ないものと認める。
よって、ただいま指名した坂本茂雄委員が副委員長に当選された。
ただいま副委員長に当選された坂本茂雄委員に、本席から告知をする。
ここで、副委員長から就任の御挨拶がある。

坂本副委員長 ただいま皆様方の御推挙をいただき、副委員長に就任させていただいた坂本茂雄である。金岡委員長のもと、微力ではあるが委員長をお支えさせていただきながら、しっかりと任を務めてまいりたいと思うので、皆様方の御指導、御鞭撻の御協力をお願いして、御挨拶とさせていただきます。

金岡委員長 以上で、副委員長の互選を終わる。

2. 補欠選挙及び議員辞職に伴う議会運営について

(1) 議席の指定及び議席の一部変更

金岡委員長 次に、補欠選挙及び議員辞職に伴う議会運営についてである。

先日、会派異動届が提出され、浜口議員は自由民主党会派、水野議員は県民の会会派に所属されるとのことである。

まず、1ページの資料1、議席の指定及び議席の一部変更についてである。

1月27日の議運で、岡崎議員の議席及び議席番号も、本日協議することとしていた。

岡崎議員、浜口議員、水野議員の議席及び議席番号を決定するに当たり、現在の議席を変更する必要がある。議席の変更を行う場合は本会議で決定することとなるので、あらかじめ変更案を御協議いただく必要がある。

このことについて、変更案を事務局に作成させたので、説明させる。

飯田議事課長

それでは、1ページの資料1、議席の指定及び一部変更案を御覧願う。

上が現行の議席で、下が変更案である。

下の変更案を御覧願う。関係する会派と調整させていただいたものである。まず、太枠で囲んでいる議員は、議席が指定または変更される方である。それ以外で、お名前と議席番号が記載されている方は、議席番号のみが変更となる。番号だけでお名前が入っていない議席については議席、議席番号ともに変更はない。

今回、高知市補欠選挙で当選された浜口議員は、自民党に所属されるので、議席は会派別に固まって位置するように決定するとの申合せに従い、最前列の左端にお座りいただく。そして、自民党会派については、竹内議員から横山議員まで、順次、表のとおり移動していただく。議席番号については、浜口議員を1番とし、現在1番の竹内議員を2番として、20番の三石議長まで順に番号を変更している。これに伴い、一燈立志の会の畠中議員と依光議員の議席番号が変更となり、辞職された武石議員の議席は空席で欠番としている。

次に、高知市補欠選挙で当選された水野議員と、土佐清水市補欠選挙で当選された岡崎議員は、県民の会に所属されるので、水野議員には、最前列の右端から3番目にお座りいただき、その右隣に岡崎議員にお座りいただく。そして、県民の会については、岡田竜平議員に表のとおり2列目に移動していただく。議席番号については、水野議員を28番、岡崎議員を29番とし、現在28番の岡田竜平議員を30番として番号を変更している。これに伴い、日本共産党のはた議員から中根議員までは、議席番号に変更はなく、順次、表のとおり移動していただく案としている。

説明は、以上である。

金岡委員長

ただいま説明のあった案について、何か質問、御意見はないか。

(なし)

金岡委員長

それでは、議席及び議席番号については、案のとおりとすることで御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

なお、この件に関する本会議での議事手続については、後ほど御協議いただく。

(2) 議員控室

金岡委員長

次に、2ページの資料2、議員控室についてである。

中島総務課長

このことについて、事務局、説明を願う。

それでは、2ページの資料2、議員控室等の使用案を御覧願う。

12月の橋本議員の辞職から補欠選挙を経て、昨日の武石議員の辞職までの異動を反映させた上での議員控室等の使用案である。

一連の会派所属議員の異動によって、自由民主党の所属議員数が19人から20人と1人多くなり、一燈立志の会の所属議員数は、3人から2人へと1人少なくなった。その結果、1人当たりの面積は、自由民主党が19.02㎡余り、一燈立志の会は28.76㎡余りとなる。

また、議員控室等については、各会派の所属議員数を勘案して割り当てるのが例となっており、表の左から2列目に記載しているが、所属議員数が3人の公明党より、2名の一燈立志の会の控室の面積が広くなるので、それぞれの会派に御意向をお伺いしたところ、公明党会派の御意向が、改選まで1年ということもあるので、現行どおりとのことであり、一燈立志の会会派も公明党会派の御意向に沿った形でとのことであった。

これにより、1人当たりの面積については、会派間で差異はあるが、議員控室については、現状どおりとする案としている。

説明は以上である。

金岡委員長

ただいま事務局から説明があったが、何か質問、御意見はないか。

(なし)

金岡委員長

それでは、この件については、先ほどの事務局説明のとおりとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

(3) 常任委員会の組織及び選任

金岡委員長

次に、常任委員会の組織及び選任についてである。

まず、武石議員が所属していた商工農林水産委員会を、そのまま欠員とすることでいかがか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

次に、3ページの資料3、浜口議員並びに水野議員の常任委員の指名についてである。

現在欠員のある常任委員会は、商工農林水産委員会2名、産業振興土木委員会1名となっている。

については、浜口議員並びに水野議員の所属する委員会をどうするかについて、御協議願う。

まず、浜口議員の所属会派、自由民主党会派から御発言願う。

R8. 2. 18 議会運営委員会

- | | |
|-------------------------|---|
| 土居委員 | 浜口議員は、産業振興土木委員会でお願います。 |
| 金岡委員長 | 次に、水野議員の所属会派、県民の会会派から御発言願う。 |
| 坂本副委員長 | 水野議員は、商工農林水産委員会でお願います。 |
| 金岡委員長 | 浜口議員は産業振興土木委員会へ、水野議員は商工農林水産委員会への所属を希望するとのことであるが、これについて御意見はないか。 |
| | (な し) |
| 金岡委員長 | それでは、浜口議員の所属する委員会は、産業振興土木委員会、水野議員の所属する委員会は、商工農林水産委員会とすることで、御異議ないか。 |
| | (異議なし) |
| 金岡委員長 | それでは、さよう決する。
なお、委員会条例第5条第1項ただし書の規定により、閉会中は議長が指名することができることとされているので、議長において浜口議員を産業振興土木委員に、水野議員を商工農林水産委員に指名、選任することで御了承願う。 |
| | (了 承) |
| (4) 議会運営委員会の構成 | |
| 金岡委員長 | 次に、議会運営委員会の構成についてであるが、各会派への配分数に影響はないので、議運の構成は現行どおりということで、御了承願う。 |
| | (了 承) |
| (5) 特別委員会の構成及び選任 | |
| 金岡委員長 | 次に、特別委員会の構成についてである。
議運の構成に変更がないので、議員定数問題等調査特別委員会及び人口減少対策調査特別委員会の委員の割り振りについても、現行どおりとなるので、御了承願う。
議員定数問題等調査特別委員会については、武石議員の辞職により欠員が生じているので、後任の委員を一燈立志の会から選任するというので、いかがか。 |
| | (異議なし) |
| 金岡委員長 | それでは、さよう決する。
畠中委員、一燈立志の会から本日この場で後任の委員をお示しいただくことはできるか。 |
| 畠中委員 | 依光美代子議員をお願います。 |

金岡委員長 ただいま、一燈立志の会から後任の委員に依光美代子議員をとの申出があった。については、委員会条例第5条第1項ただし書の規定により、依光美代子議員を議長において議員定数問題等調査特別委員会の委員に指名、選任することで、御了承願う。

(了 承)

(6)本会議での会派別・会期別発言者数等

ア 一括質問

金岡委員長 次に、本会議での会派別・会期別発言者数等についてである。
まず、4ページの資料4、一括質問の会派別・会期別発言者数について、たたき台としての案を事務局から説明させる。

飯田議事課長 4ページの資料4を御覧願う。
一括質問の会派別・会期別発言者数の2月定例会の案である。下の変更案を御覧いただきたい。6月から12月定例会は今年度の実績をお示ししてある。
まず、県民の会であるが、辞職された田所議員は9月定例会で発言しているので、括弧書きで記載している。次に、辞職された橋本議員の発言は、12月定例会で1減している。その後、2人の議員が加入されたが、令和7年度当初に割り振られていた4回分は割り振れるように、2月定例会で1人分だけ増として、2としている。
次に、一燈立志の会であるが、辞職された武石議員は12月定例会で発言しているので、2月定例会での調整はない。その結果、この2月定例会では、県民の会のみ2に変更し、その他の会派は現行どおりとして、令和7年度の総枠は、当初の34回を確保する案である。
なお、来年度の発言者数については、4月の組織の議運で、改めて御協議をいただく必要があるので、御了承願う。
説明は、以上である。

金岡委員長 それでは、御意見があれば、どうぞ。

(な し)

金岡委員長 それでは、今年度の一括質問の会派別・会期別発言者数については、案のとおりとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。
なお、来年度については、4月の議運で協議いただくことで御了承願う。

イ 一問一答

金岡委員長 次に、5ページの資料5、一問一答の会派別・会期別発言時間について、たたき台としての案を事務局から説明させる。

飯田議事課長 5ページの資料5を御覧願う。

一問一答の会派別・会期別発言時間の今後の案である。上の表は現在の申合せで、下に変更案をお示ししてある。

下の表であるが、改めて各会派の所属議員数に応じて再計算を行った結果、まず自由民主党会派であるが、所属議員数が20人となり、9月定例会については、20分増の335分、2月定例会については、15分増の340分となっている。次に、一燈立志の会であるが、所属議員数が2人となったので、9月定例会については、20分減の30分、2月定例会については、15分減の35分となっている。

説明は、以上である。

金岡委員長 それでは、御意見があれば、どうぞ。

(なし)

金岡委員長 それでは、今後の一問一答の会派別・会期別発言時間については、案のとおりとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。

3. 2月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

金岡委員長 次に、2月定例会の日程及び運営についてである。
最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明を願う。

(清水総務部長、説明)

金岡委員長 何か質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

金岡委員長 次に、6ページの資料6、会期及び会議日程についてである。
2月定例会の日程については、12月19日の議運で予定案としての協議をしている。
会期については、案のとおり、2月24日火曜日開会、3月24日火曜日閉会ということで、会期は29日間とし、会議日程については、資料6の日程表を御覧いただきたい。

以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。

(3) 議席等

金岡委員長 次に、議席等についてである。

金岡委員長

ア 仮議席

まず、7ページの資料7、仮議席についてである。
補欠選挙で当選した議員の議席が決定するまで、議長が最寄りの空席を仮議席として指定するのを例としている。
については、浜口議員の仮議席として今城議員の前の空席を、水野議員の仮議席として畠中議員の前の空席を、岡崎議員の仮議席として依光議員の前の空席を指定することにしたいと思うが、いかがか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

金岡委員長

イ 補欠議員の挨拶

次に、補欠議員の挨拶についてである。
この件については、慣例により開会日の日程に入る前に、議長が補欠議員を紹介し、これに引き続いて紹介された議員が登壇し、挨拶を行うということで、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長

ウ 議席の指定及び議席の一部変更

次に、8ページの資料8、議席の指定及び議席の一部変更についてである。
この件については、先ほどお決めいただいたので、本会議での議事手続については、開会日の会議録署名議員の指名の後、日程に上げ議題とすることはいかがか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。
また、議席の決定後に 議席の移動を行うこととし、指定及び変更された議席は、氏名標ができるまでの間、三角の名札で表示することになるので、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長

なお、氏名標の変更は、質問初日の3月3日までの間に行う予定であるので、御了承願う。

(了 承)

(4) 質疑並びに一般質問

①一括質問

金岡委員長

ア 質問者(会派)の発言順序

次に、質疑並びに一般質問についてである。
まず、一括質問について御確認いただく。
質問者の発言順序であるが、先ほど御協議いただいた会派別の発言者数は、自由

民主党 5 名、日本共産党 2 名、県民の会 2 名、公明党 1 名、一燈立志の会 1 名、自由の風 1 名の計 12 名ということですので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第 1 日目 3 月 3 日火曜日 自由民主党、日本共産党、県民の会
第 2 日目 3 月 4 日水曜日 公明党、一燈立志の会、自由の風
第 3 日目 3 月 5 日木曜日 自由民主党、日本共産党、県民の会
第 4 日目 3 月 6 日金曜日 自由民主党、自由民主党、自由民主党

の順になるかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

金岡委員長 次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各 1 人については代表質問とし 50 分以内、その他は 40 分以内とし、発言回数については 3 回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届出

金岡委員長 次に、9 ページの資料 9、発言者の届出についてである。

県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後 5 時となっているので、資料 9 の様式により、本日の午後 5 時まで事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

金岡委員長 次に、10 ページの資料 10、発言通告書の提出期限についてである。

申合せでは、質問第 1 日目の前日の正午となっているので、3 月 2 日月曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

②一問一答

ア 発言時間等

金岡委員長 次に、一問一答についてである。

まず、発言時間については、申合せでは、答弁も含め原則 1 人 60 分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。

会派ごとの 2 月定例会での持ち時間は、先ほど御協議いただいたが、自由民主党

340分、日本共産党105分、県民の会70分、公明党50分、一燈立志の会35分の計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長

なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

(な し)

金岡委員長

それでは、申出がないので、原則どおりの運営とする。

イ 発言者及び発言所要時間の提出期限

金岡委員長

次に、11ページの資料11、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。申合せにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日の午後5時ということで、御了承願う。

(了 承)

ウ 発言通告書の提出期限

金岡委員長

次に、12ページの資料12、発言通告書の提出期限についてである。申合せにより、一括質問最終日の前日の正午となっているので、3月5日木曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長

以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

(5) 請願書の受理期限

金岡委員長

次に、請願書の受理期限についてである。申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているが、この日は3月9日月曜日であり、議案精査のため休会となっているので、本会議が開催されない。議案付託日の前々日が議案精査のための休会日に当たるときは、締切時刻を午後5時とするとの申合せがあるので、今定例会における請願書の受理期限は3月9日月曜日の午後5時ということで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

(6) 閉会中の常任委員会委員長報告

金岡委員長

次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。今回は、委員長報告を行いたいとの申出がなかったので、御報告する。

4. 高知県競馬組合議会議員の補欠選挙について

金岡委員長

次に、高知県競馬組合議会議員の補欠選挙についてである。
このことについては13ページの資料13のとおり、知事から後任の議員の選挙の依頼があった。
県民の会の議員の辞任に伴うものであるもので、県民の会から後任の議員を選任し、2月定例会開会日の本会議において議長の指名推選により選出するというので、いかがか。

(異議なし)

金岡委員長

坂本副委員長、県民の会から本日この場で後任の議員をお示しいただくことができるか。

坂本副委員長

後任の議員については、岡田竜平議員をお願いする。

金岡委員長

ただいま、県民の会から後任の議員に岡田竜平議員をとの推薦があったので、開会日の本会議において、議長の指名推選により岡田竜平議員を選出することで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。
また、議事手続については、開会日の本会議において、知事の提案説明の後、日程に上げ議題とし、会議に諮ることで御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

5. 次期常任委員及び議会運営委員について

(1) 常任委員会の会派構成

金岡委員長

次に、14ページの資料14、次期常任委員及び議会運営委員についてである。
令和8年度の常任委員及び議会運営委員の改選については、3月24日火曜日の閉会日に委員の選任を行うことになるので、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長

まず、各常任委員会の会派構成についてである。
令和8年度の各常任委員会の会派構成については、会派に持ち帰って御検討いただき、次回の議運で協議することにしたいが、いかがか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

(2) 議会運営委員会の会派構成

金岡委員長 次に、議会運営委員会の会派構成についてである。
このことについては、令和8年度も現行と同じ会派構成になろうかと思う。
については、自由民主党5名、日本共産党2名、県民の会1名、公明党1名、一燈
立志の会1名ということで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。
なお、各会派における令和8年度の議運の委員については、15ページの届出様式
により、3月12日木曜日正午までに事務局へ提出していただくよう、御協力願う。

(了 承)

6. 情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例の改正について

金岡委員長 次に、16ページの資料15、情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関
する条例の改正についてである。
このことについて、事務局に説明させる。

中島総務課長 16ページの資料15を御覧願う。
「情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例の一部を改正す
る条例議案」について御説明する。
この条例議案については、手数料等の徴収について収入証紙による方法が廃止さ
れることに伴い、条例中、証紙による納付を記載した文言を削除しようとするもの
である。知事からも同様の改正議案が提出される。
なお、この改正は、知事提出の収入証紙条例の廃止に伴うものであることから、
2月議会の閉会日に知事提出の関係条例議案が可決された場合に、お諮りすること
になる。

説明は以上である。

金岡委員長 何か質問はないか。

(な し)

金岡委員長 それでは、この件については、知事提出予定の「高知県収入証紙条例を廃止す
る等の条例議案」が可決された場合には、資料15の案により「情報通信技術を活用し
た高知県議会の活動の推進に関する条例」を改正するというので、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。
なお、議案については議運の委員の連名で閉会日の本会議に提出することで、御
異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。
 なお、議案の細部の文言調整が必要となった場合は、正副委員長に一任願う。

(了 承)

金岡委員長

また、本会議における議事手続については、閉会日の議運で御協議願うこととする。

7. 陳情書提出のオンライン化について

金岡委員長

次に、19ページの資料16、陳情書提出のオンライン化についてである。
 このことについて、事務局に説明させる。

溝渕政策調査課
 長

陳情書提出のオンライン化について、お手元の資料16で説明させていただく。
 まず、概要である。本県議会のデジタル化については、こちらに書かれている情報通信技術の活用の条例の制定により、陳情書の提出のオンライン化が可能となっている。今回、県民の皆様の利便性向上と事務の効率化を図るため、現行の書面による提出に加えて、オンラインで提出できるよう事務処理要領を改める必要があるため、お諮りするものである。他県の状況については、現在32道府県が陳情書の提出をオンライン化している。
 その下のオンライン化の方法である。県がすでに提供している高知県電子申請サービスを用いて陳情を受け付ける形としている。これによって、郵送や来庁をせずに提出できるようになる。また、議会ホームページから電子申請サービスの陳情の申込みページに移動するようリンクを設定するようにしている。
 その右、電子署名は不要としている。書面の場合、本人確認をしていないことから、そことの整合性を図り、電子署名の取得に係る負担をなくすことで、多くの方にオンラインで陳情書を提出してもらうようにするものである。
 その下、高知県請願・陳情事務処理要領を改正して、新たにオンライン提出の規定を追加するものである。請願書については、オンライン化を見送ることとしている。
 施行日は、令和8年4月1日で、県民の皆様への周知は、ホームページや議会だより、議会のSNSなどを通じて行う。
 今後も、開かれた高知県議会として県民の皆様への利便性向上を図るために、デジタル化を進めていきたいと考えている。
 説明は、以上である。

金岡委員長

何か質問、御意見はないか。

(な し)

金岡委員長

それでは、この件については、各会派に持ち帰って御検討いただき、次回の議運で再度御協議いただくということで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 | それでは、さよう決する。

8. 議会予算について

金岡委員長 | 次に、20ページの資料17、議会予算についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

(中島総務課長、説明)

金岡委員長 | 何か質問はないか。

(な し)

9. その他

金岡委員長 | 最後に、その他であるが、何かないか。

(な し)

金岡委員長 | それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の3月3日火曜日、午前9時から開催することとする。

協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。